

氏 名	こ ばやし しょう じ 小 林 昌 二
学位(専攻分野)	博 士 (文 学)
学 位 記 番 号	論 文 博 第 327 号
学位授与の日付	平 成 9 年 3 月 24 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当
学 位 論 文 題 目	日本古代の村落と農民支配

論文調査委員 (主 査) 教 授 大 山 喬 平 教 授 鎌 田 元 一 助教授 吉 川 真 司

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、古代律令国家期における村落と農民の歴史的性質について、成立期から変貌期に至る間の実態を解明するところから標記課題を検討しようとしたものである。3編13章からなっている。

第Ⅰ編では成立期の実態とその性質を解明し、第Ⅱ編ではその展開と変貌期の実態を、第Ⅲ編ではその農民支配の特質を分析している。

第Ⅰ編「令制前の村落」の第一章「古代集落の素描」では、弥生時代に見られた集落の環濠は、古墳時代に入ると見られなくなり、他方で環濠を伴う豪族居館が出現すること、またその豪族居館の環濠も6世紀後半以降に消滅するなどの変化に着目する。環濠は、7世紀初頭の小墾田宮に見られない事実を指摘し、豪族居館の環濠の消滅がヤマトの大王権力の規制によるとし、かかる規制に対応して王権から地を賜ったミヤケに関わる田部の村落形成が進み、これがモデルとなって律令制村落の基盤になったと論じる。第二章「村と村首・村長」では、「村」字が中国・朝鮮では環濠や村門を伴う村落に用いられたのに対し、日本では5世紀後半の雄略紀に初見する「村主」が、村落との関わりの見られない敬称に使用され、村落の「主」の意味に用いられなかった事実を明らかにし、その用語使用中・朝・日の村落形態の相違があると指摘する。7世紀半ばの難波長柄豊碕宮の朝堂が後の藤原宮などの場合よりも大きいことは、文書制度以前に天皇の勅宣を参列した百姓に直接聴かせるためであったとする早川庄八の研究を承けながら、しかしそれは一時的なシステムではなく、百姓＝村首の参列は7世紀末まで続き、なお8世紀半ばの橘奈良麻呂の変後、大内裏南院に畿内の村長を召集して宣命をしたように、なお断続して以後にも及ぶ王権と村落との構造的な支配システムである事実を示す。そして村がいくつかの集落を組織した農業共同体であることを示し、行政組織である里の80%ほどは、そうした村を基盤にして編成されていたとの理解を示している。第三章「律令国家成立期の開発」では、班田制の前提に大化改新後の7世紀半ばの計画村落を伴う国家的開発による「賦田」制が存在したとする石母田正の学説を批判し、その論拠の史料解釈の誤り、条里の累層理解の誤解を指摘し、その史料が開発対象地の把握とその均給・賜与を指示したものであり、またこれによってそれぞれの地域の伝統的技術や方式による開発が行われた可能性が高いと論じている。従

って、国家的開発による「賦田」制と結び付く計画村落の広範囲な成立は考え難いことは当然とする。第四章「大宝田令荒廃条の復原」では、大宝田令荒廃条における「荒地」と「空閑地」の二種の未墾地地目の存在をめぐる論争に関わり、条文上に「荒地」の復原を行い、またその条文の含意から百姓開墾権が否定されている可能性を指摘する。条文復原により二種地目説に一層確かな根拠が得られたといえよう。第五章「持統期の天下播殖と空閑地」は、「空閑地」地目が持統期の麦の天下播殖を命じた政策対象地に起源するとし、「荒地」は三世一身法、墾田永年私財法などで認められていく未開地であり、その歴史的起源の相違することを述べて前章の補足を行っている。こうして第四章と第五章とにおいて大宝期に否定された百姓開墾権が、和銅4年詔などでその権利がまず空閑地において認められていく理由を明らかにしている。またこのことから令制下の口分田の田主権が、その先により長期の幾世代にもわたる用益権が、またその先に永年私財権が位置するという連関の下にある占有権と理解する。

第Ⅱ編「律令国家期の村落」では、律令国家期に視点を置いて、村の構成要素の集落や、またその構成要素のいくつかのレベルから、その生活基盤に目を向けた検討を、考古学の成果などによりつつおこなう。さらに、その開墾活動における集団的現象の分析から、集団的性質の展開の軌跡の把握をおこなっている。第Ⅱ編第一章「律令制下村落の展開」では、まず考古学における古墳時代以来の竪穴住居群＝単位集団説によって、稲作が単位集団において行われながら、竪穴住居単位では竈を中心とした自律的な消費生活が行われ、また動産や鉄製農耕具所有が見られるとのこれまでの指摘を基礎に、労働単位化への契機が孕まれた竪穴住居群＝単位集団内部の自立化への矛盾を踏まえ、律令戸令ではこれを集団として統率する家長権による世帯共同体をなすための制度化が計られたと解し、これらが数単位で集落をなし、なおいくつかの集落を統轄する「村」が、水利と灌漑や開発と祭祀などを介した農業の共同団体であったと理解するために主として近江国愛智郡地域を舞台に検討している。8・9世紀の開発において労働用具を持つての開墾参加を推測し、また8世紀末の百姓の墾田獲得事例の基盤に村＝農業共同体があることを想定して、9世紀に開発の機能を担って新たな山野にそれを広げ、9世紀末の寛平年間に「郷百姓」として解状を提出する主体となり、「郷人共」とも呼ばれ、初期中世村落の「住人百姓」とも称される農民結合へと進展していく経路を追求している。第二章「古代末期の村落と農民」では、9世紀天長年間の葛野郡班田図の「益水田」注記が陸田の水田化を示し、これが郡司より下の階層の郷百姓に主導されたものであると提起する。そして陸田の水田化がもつ地域灌漑用水について地域農業共同体が関与していると想定する。そこに有力な村落指導層とまた墾田取得を基盤にして経営の個別化を求める家父長層との村落結合の前進を見出だそうとしている。第三章「山野の私的大土地所有と古代村落の変貌」では、山野の私的大土地所有の初見が天長元年売券であり、その法的根拠が大同年元官符の開発政策によるとする。その開発政策による開発の進展を考察できる対象として近江・山城・紀伊・和泉など畿内とその周辺の史料によって、それへの郷百姓の村落的結合が関連し、その労働編成上の変化が農耕儀礼における田舞から田楽への変化とも関連し、村民が田楽預や滲種預となって山野領有の神事に関与している姿を捉えた。第四章「刀禰論」は、平安期に村落の有力者として土地売券で扱われる耕地などの現状確認の機能を担って現れた「刀禰」について奈良時代の史料に遡ってその語義を追求し、官人の儀式参列者を指して言う事実から、その村落内居住官人として村落内秩序を担った者であることを明らかにする。もとよりそれは弘仁2年の散位位子留省

の徒で郷里にあるものを3年期限で国中の雑任に任ずるなどの位階保持者・官人経験者を地方支配に動員利用した政策によってもたらされた一形態であったといえる。変貌する地域社会の中で台頭する村落内有力者による土地の現状確認への関与は、開発等によって新たに起こる紛争の内部的処理と秩序の形成を期待した措置であったことを示している。

第Ⅲ編「律令国家の地方支配」第一章「国衙と郡家」は、律令地方行政組織である国衙と郡家がいつどのような内実と構造をもって成立し、推移したか、近年の考古学的発掘調査の成果による目覚ましい研究の進展を踏まえて、その郡家の住民支配の性格と関わり、住民居住地と離れた更地に設けられた事実に注目したものである。第二章「公営田政策の前提」では、律令国家支配の変貌を物語るとされてきた公営田制について、その根本史料の新しい読解によりその政策立案の政治的背景と政策的系譜に初めて立ち入って明らかにしている。第三章「八九世紀農村の経営と労働編成」は、陸奥国の荒田目条里遺跡の木簡に見る里刀自・田人の労働編成と公営田制における労働編成とが指揮者の未分離や男中心の点で共通するのに対し、畿内では「殖田男女」において、「農夫田婦 雑楽皆作」とあるように、女の比率が低くはないこと、またその畿内の農夫・田婦の雑楽の所作に集団編成を安定化する機能が窺われ、労働指揮者の分化が理解できることを指摘する。陸奥国のそれは8世紀以来の男性中心の魚酒による編成で不安定な集団編成方式にとどまっており、それは弘仁14年の公営田制にも共通する。公営田制では正長が監督者の責任を付与されながら、かつ徭丁の一人として徭役を果たすべき身分として扱われており、そのため監督者の責任に対する報酬や処遇がなお未確立である。それに対し公営田制の発展した元慶の畿内官田制では、正長に営料を支給し、官田の地子田分を先取りできる特権を付与していることを指摘する。このように9世紀後半には公営田と官田の導入の相違が地域的なあり方の違いも示したものと理解できるとする。第四章「伊場遺跡出土の第五十二号木簡」では、「馬主」を冠した戸主姓名、稲束数を記した木簡の性質を分析して、これを出挙稲の貸付歴名木簡であると推定し、郡衙において備えられた正税出挙帳の別帳にあたると考え、かかる木簡を出土した遺跡の性質を郡衙にもとめ、正税出挙の貸付システムを明らかにする資料であると判断し、郡衙が支配下住民の再生産や生活と深く結びつく行政機関であることをあらためて確認している。

論文審査の結果の要旨

古代律令国家の基底を成し、その国家支配を成り立たしめている当時の社会の構造はいかなるものであったのか。内田銀蔵に始まる古代村落の研究は、その課題に応える魅力的な主題として、共同体論、土地所有論、家族論などの多様な論点を含みつつ発展を遂げてきた。特に戦後にあっては、社会構成史の面からの理論的深化がはかられる一方、籍帳を始めとする各種史料研究の格段の進展を承け、村落制度をはじめとする実証的研究の面でも旧来の面目を一新し、さらに近年は考古学や地理学の成果との総合・統一が種々に試みられるに至っている。本論文は、このような古代村落研究の動向を踏まえ、改めて古代村落の成立期から変貌期に至るまでの実態の解明と統一的な把握を目指したもので、併せて律令国家の村落・農民に対する支配の特質が究明される。本論は3編13章からなり、第Ⅰ編では成立期の実態と性質が、第Ⅱ編ではその展開と変貌期の実態が、そして第Ⅲ編では律令国家の農民支配の特質が分析され、これに研究

史を整理・概観した「序」と「結論」が配されている。

本論文の特徴の第一は、古代村落の形成過程を弥生時代中期にまで遡って検討し、その成立期から中世村落に向けての変貌期まで、具体的には紀元前後から9世紀に至るまでを全体的に把握しようとした視野の広さに求められる。村落研究のような課題にあっては、こうした研究姿勢はぜひとも必要なことであるが、関係各方面の研究が細密・精緻化の度を加えている今日にあっては、これは言うほどに簡単なことではない。論者はよくその困難に挑み、古代村落の成立から変貌に至る過程を能う限り実態的に解明しようと試み、しかも各所に独創的な見解を提示し得ているのである。その一端を示せば、村落や人の居住集団を意味する「村」字の使用は7世紀に始まるが、これはその他の徴象をも併せ、「村」が7世紀代の王権によって、その基盤を形成するものとして組織されたことを示しており、そのような王権と村落の構造的な支配システムは律令行政組織としての里制の外被の下で8世紀にも及ぶとする指摘（第Ⅰ編第二章）、班田制の前提に大化改新後の国家的開発による「賦田」制を想定する石母田正の学説を史料的根拠に遡って否定し、従ってその「賦田」制と結びつく計画村落の広範な成立は考え難いとする指摘（第Ⅰ編第三章）、あるいはまた大宝令条に規定される二種の未墾地地目「空閑地」と「荒地」について、後者がその後三世一身法や墾田永年私財法によって百姓の開墾権が認められていく未開地であるのに対し、前者は7世紀末、持統朝の麦の天下播殖を命じた政策対象地に起源するとし、両地目の間に歴史的起源の相違を認めようとする見解（第Ⅰ編第五章）などがそれである。この開墾・開発の問題は、村落結合の在り方とその運動を規定する重要問題として論者が最も力を注ぐところであり、単に法制上の検討にとどまらず、8・9世紀の国家政策に規定され、またそれに対抗しつつ展開した在地村落百姓の開発の実相が、近江国愛智郡や山城国葛野郡など畿内とその周辺の史料によって多面的に検討され、村内有力者層の動向を中心として中世につながる農民結合の進展の様相が析出されているのも貴重な成果である。

本論文の特徴の第二として、理論・実証両面にわたる既往の広範な研究がよく咀嚼されるとともに、単に文献史料にのみよるのではなく、考古学や歴史地理学の成果を積極的に取り入れ、古代村落像の具体化をはかっている点をあげることができる。このような分野の研究は、もともと古代史にあっては史料に恵まれているとは言えず、その実態的な解明には非常に困難がともなうのであるが、論者は考古学や地理学の成果を援用し、また自らそのような方法に基づく考察を展開することによってその隘路を切り開くことにかかなりの程度に成功していると言える。それは特に古代村落の成立前史を論じた第Ⅰ編第一章、上記の開墾・開発を問題とした第Ⅰ編第二章、第Ⅱ編第一章・第二章、律令国家の地方行政組織である国衙と郡家の成立の様態、およびその後の推移について検討を加えた第Ⅲ編第一章などに顕著で、その所論に新鮮味と具体性を与えるものとなっている。

論者はまた木簡等、最新の出土文字史料にも注意を怠らず、その積極的な活用をはかっている。陸奥国の荒田目条里遺跡（福島県いわき市）からは、職田の田植に36人の田人を召出そうとした9世紀中頃の郡符木簡が出土しているが、論者はこれに詳細な検討を加え、そこに見出される「里刀自一田人」の労働編成が、労働の指揮者の未分離や男中心の編成である点で、弘仁14(823)年に大宰府管下で実施された公営田制のそれと共通し、女性の比率も高く、労働指揮者の分化が認められる畿内先進地のそれとは大きく異なることを明らかにし、陸奥や西海道のそれは8世紀以来の不安定な集団編成方式であり、元慶3(879)

年に畿内に設置された官田と公営田との制度的相違も、このような地域的差異に根ざすとする興味深い指摘を行っている（第Ⅲ編第三章）。その基底に横たわる共同体関係、村落結合の在り方等、当該期における社会発展の地域的偏差を具体的に窺い得る手懸りを与えた貴重な研究と評価することができる。静岡県浜松市の伊場遺跡から出土した出挙関係木簡により、同遺跡を郡衙と推定するとともに、郡衙が支配下住民の再生産や生活と深く結びつく行政機関であることを一次史料によって改めて検証した研究（第Ⅲ編第四章）も、新出史料の積極的活用により、研究の一層の具体化をはかろうとする論者の姿勢をよく示すものである。

このように本論文は、時間的にも、また学問領域的にも、極めて幅広い視野をもって成された古代村落に関する包括的研究であり、上にその一端を紹介したような多くの具体的成果によって、今後の当該分野の研究に重要な基礎を提供したものと評価できる。もちろん従来から研究蓄積の多い分野であり、史料的な制約も相俟って、個々の論点については議論の分かれるところも少なしとしない。また古代村落の実態的解明を目的とする本論文の主旨から、当該期社会の本質規定や中世村落への展望については、必ずしも明確ではないという憾みも残る。しかしこうした点は本論文における成果を踏まえての論者の今後の課題とすべきもので、本論文の独自の価値をいささかも損うものではない。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。1996年12月9日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。